

新潟市こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条及び第17条に基づき、生後2か月頃までに家庭を訪問し、新生児及び妊産婦に対し保健指導を行い、健康の保持増進及び育児支援を図ることを目的として新生児等訪問指導（以下「新生児訪問」という。）を実施する。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2及び第21条の10の2に基づき、新生児訪問を受けていない、生後4か月頃までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況及び養育環境等の把握や助言を行うことにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、育児支援の推進を図ることを目的として「こんにちは訪問」を実施する。

(対象者)

第2条 訪問指導の対象者は、新潟市内に住所を有する者のうち、妊産婦、新生児及び乳児とする。ただし、市長が訪問を必要と認めた場合はこの限りでない。

(対象者の把握)

第3条 市長は、妊娠届出書、出生届、出生連絡票（別記様式第1号）等により対象者を把握するものとする。

(事業内容)

第4条 新生児訪問及びこんにちは訪問の事業内容は別表1のとおりとする。

(費用負担)

第5条 対象者にかかる訪問費用に要する経費は無料とする。

(新生児訪問従事者)

第6条 新生児訪問の従事者は、次の者とする。

- (1) 新生児訪問に登録した助産師（以下「訪問登録助産師」という。）
- (2) 市長が任用した助産師及び保健師等
- (3) 県内の他市町村の長が依頼する助産師及び保健師等

(新生児訪問の実施)

第7条 市長は、出生連絡票等の受理を受けて、新生児訪問従事者等に新生児等訪問記録票（別記様式第2号）を送付して、訪問を依頼するものとする。

2 訪問回数は、生後2か月頃までに新生児2回、妊産婦1回までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、訪問回数及び期間を変更することができる。

(新生児訪問記録)

第8条 新生児訪問従事者は、訪問終了後新生児等訪問記録票に訪問時状況を記載し、訪問実施の翌月3日までに市長に提出するものとする。

(訪問登録助産師の認定及び登録)

第9条 市長は、訪問登録助産師の登録について、助産師から申請を受け、次の各号に掲げる要件を備えていると認めた場合に認定し登録する。

- (1) 受胎調節実地指導員の指定を受けた者
- (2) 妊産婦及び新生児訪問を理解し保健指導が可能な者
- (3) 市が主催する研修を受講することができる者。また、公益社団法人新潟県助産師会主催の「妊産婦・新生児訪問指導従事者研修会」等を受けるものとする。
- (4) 市長が心身ともに健康と認めた者

2 前項の規定により登録した者の登録期間は登録日から5年間とし、当該日の含まれる年度の末日までとする。また、市長が必要と認めたときは、期間を更新することができる。

3 訪問登録助産師は、新生児訪問従事者登録証(別記様式第4号)を携帯し、必要があるときはこれを関係者に提示しなければならない。

(こんにちは訪問従事者)

第10条 こんにちは訪問の従事者は、次の者とする。

- (1) こんにちは訪問に登録した助産師・保健師等(以下「こんにちは訪問登録者」という。)
- (2) 市長が任用した助産師及び保健師等

(こんにちは訪問の実施)

第11条 市長は、新生児訪問を受けていない生後4か月頃までの乳児のいる家庭への訪問について、こんにちは訪問従事者にこんにちは訪問記録票(別記様式3号)を送付して、訪問を依頼するものとする。

2 訪問回数は、乳児のいる家庭1回とする。

(こんにちは訪問記録)

第12条 こんにちは訪問従事者は、訪問終了後こんにちは訪問記録票に訪問時状況を記載し、訪問実施の翌月3日までに市長に提出するものとする。

(こんにちは訪問登録者の認定及び登録)

第13条 市長は、こんにちは訪問登録者の登録について、助産師及び保健師等から申請を受け、次の各号に掲げる要件を備えていると認めた場合に認定し登録する。

- (1) こんにちは訪問目的を理解し対応が可能な者
- (2) 市長が心身ともに健康と認めた者
- (3) 市が主催する研修を受講することができる者

2 前項の規定により登録した者の登録期間は登録日から5年間とし、当該日の含まれる年度の末日までとする。また、市長が必要と認めたときは、期間を更新することができる。

3 こんにちは訪問登録者は、こんにちは訪問従事者登録証(別記様式第5号)を携帯し、必要があるときはこれを関係者に提示しなければならない。

(訪問従事者の登録の取り消し)

第14条 市長は、新生児訪問及びこんにちは訪問の訪問者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、従事者登録証を返還しなければならない。

- (1) 本人から登録辞退の申し出があったとき。
- (2) 市長が、訪問の従事に不相当と認めるとき。
- (3) 70歳になる年度の末日に達したとき。

(報償費の支払い)

第15条 市長は、訪問記録票を受理し、内容を確認して報償費を支払う。

(研修等)

第16条 市長は訪問従事者の資質の向上に必要な知識、技術に関する研修会を実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に交付されている改正前の新潟市こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）別記様式第4号による新生児訪問従事者登録証は、改正後の新潟市こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別記様式第4号による新生児訪問従事者登録証とみなす。
- 3 この要綱の施行の際原稿に交付されている改正前の要綱別記様式第5号による訪問従事者登録証は、改正後の要綱別記様式第5号による訪問従事者登録証とみなす。

別表1（第4条関係）

事業名	内容
1 新生児訪問	(1) 妊娠・分娩・産褥における健康状態の確認及び保健指導 (2) 乳房・乳頭の手当てや授乳に関する相談指導 (3) 新生児に関する健康状態の確認及び保健指導 (4) 疾病予防や事故防止など子育てに関する情報提供及び保健・医療・福祉等社会資源の活用指導 (5) 産後うつや育児不安等に関する相談指導 (6) 栄養と食生活の指導 (7) 家族計画等に関する相談指導 (8) その他必要と思われる日常生活指導
2 こんにちは訪問	(1) 育児に関する不安や悩みの聴取，相談 (2) 子育て支援に関する情報提供 (3) 親子の心身の状況や養育環境の把握や助言 (4) 要支援家庭に対する提供サービスの検討，関係機関との連携調整

(別記様式第1号)

出生連絡票(新生児訪問依頼票)

お母さん	ふりがな	生年月日				
	氏名	S	年	月	日生	
	自宅住所	新潟市	区			
	TEL	-	-			
	携帯	-	-			
	出産施設名					
赤ちゃん	ふりがな	出生時体重	性別	出生順位		
	名前		男・女	第	子	
	(双胎の場合)	g				
			男・女	第	子	
		g				
	出生年月日	年	月	日生	在胎週数	週
希望訪問先 □に✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> 上記自宅 <input type="checkbox"/> 退院先(里帰り先等) 住所 世帯主 電話 - - 自宅へ戻る時期 月 日頃					
希望する助産師	なし あり ()					
相談内容等についてご記入下さい						

(別記様式第2号)

新生児等訪問記録票

依頼日:

処理日:

訪問登録助産師 氏名
住所

印 電話番号

ふりがな			整理番号			妊産婦の就労	
妊産婦氏名			年齢 ()	無	有	産休 育休	まで
住所	TEL						
訪問先住所	TEL						
ふりがな	性別	出生順位	生年月日	出生時体重	在胎週数	分娩場所	
児の名前	男 女				週		
妊産婦	妊娠分婭歴 既往歴	()妊 ()産		出生時状況	新生児仮死 無・有 保育器使用・その他		
	妊娠経過	特記 無・有 貧血・妊娠高血圧症候群 切迫流産・その他 ()		退院までの経過	聴覚検査の実施 有・無 年 月 日 結果 右 (パス/リファー) 左 (パス/リファー) リファーの場合 年 月 日		
	分娩時状況	特記 無・有 ()		退院時体重	日 黄疽 無・普通・強 光線療法 無・有		
	退院 までの経過	特記 無・有 ()		月 日 (日 日) g			
訪問日	年 月 日 (産後 か月 日)		印	年 月 日 (産後 か月 日)		印	
妊産婦	血圧:体調	— mmHg 体調		— mmHg 体調			
	悪露	悪露の状態:		悪露の状態:			
	乳房の状態						
	特記事項						
訪問日	年 月 日 (生後 か月 日)		印	年 月 日 (生後 か月 日)		印	
新生児・乳児	身体計測	体重 g	一日増加量 g	体重 g	一日増加量 g		
		(月 日 から)		(月 日 から)			
		胸囲 cm	頭囲 cm	胸囲 cm	頭囲 cm		
	栄養	母乳 回	ミルク ml × 回/日	母乳 回	ミルク ml × 回/日		
	排泄	便 回/日 ()	尿 回/日	便 回/日 ()	尿 回/日		
	皮膚の状態						
開排制限	無 有		無 有				
特記事項							
指導内容	育児 栄養 発達・発育 家族関係 家族計画 その他			育児 栄養 発達・発育 家族関係 家族計画 その他			
	E B			E B			

【継続支援】
不要 要

事後	請求予定月	担当	事業名
	年 月		

担当 1:地区担当 2:母子 3:心理
事業名 1:相談 2:訪問 3:地域 4:股関節 5:その他

(別記様式第3号)

こんにちは訪問記録票

依頼日:

処理日:

こんにちは訪問登録者 氏名

印

電話番号

住所

ふりがな 産婦氏名 住所	整理番号 印 年齢 ()	母の就労 無 有 (育休中)
訪問先住所	TEL	
ふりがな 児の名前	性別 出生順位 生年月日 男 女	出生時体重 在胎週数 分娩場所 週

訪問日	年 月 日 (生後 か月 日)	面会者	母 子 父 祖母 祖父 その他 ()
同居家族	人 (母 父 子ども人数: 祖母 祖父 その他:)		

母 親 の 状 況	楽しくない 不安になる 怖くなること ある 眠れない 悲しくなる 時々泣い てしまう 赤ちゃんは 育児が楽 赤ちゃんに 可愛しくない しくない 対し て腹がたつ 食欲がない 育児協力者 いる () いない 新生児訪問を希望 しなかった理由 経産婦 就労 ハガキの投 函を忘れた	山 することがあ って大変 おろおろして しまう 楽しい 赤ちゃんは 可愛い 育児は 楽しい 【特記事項】
-----------------------	--	--

子 の 状 況	栄 養 母 乳 回 (分泌 良 不良) ミルク ml. × 回 排 泄 便 回 / 日 () 尿 回 / 日 皮膚の状態 良 【特記事項】 あやし笑い 有 未 追 視 する しない	首のすわり 定額 定額未 音への反応 有 未 喃 語 有 未
------------------	--	--------------------------------------

実 施 内 容	情報提供 保育園・一時保育・病後時保育 医療費助成等 子育て施設
	育児 栄養 発育・発達 家族関係 その他 助言事項
	受け入れ状況 良 やや良 その他 []

<input type="checkbox"/> 連絡がつかない <input type="checkbox"/> 訪問を希望しない 【継続支援】 不要 要 []	<input type="checkbox"/> 理由 []	事後 追 求 予 定 月 年 月 担当 事業名 担当 1:地区担当 2:母子 3:心理 事業名 1:相談 2:訪問 3:地域 4:股関節 5:その他
---	---------------------------------	--

別記様式第4号

(表)

<p>新生児訪問従事者登録証 No. _____</p>	
所 属	こども家庭課
氏 名	_____
生年月日	_____年 ____月 ____日
	写 真
<p>上記の者は新潟市の実施する訪問指導事業に登録された者であることを証明する。</p>	
	有効期間
年 月 日	年 月 日から
	年 月 日まで
<p>新 潟 市 長</p>	

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は服務中、常に携帯しなければならない。 2 本証は、関係者の請求があれば、いつでも提示しなければならない。 3 本証を紛失したときは、直ちに所属の保健所まで届け出ること。 4 本証が登録辞退等により不要になったときは、速やかに返却すること。

別記様式第5号

(表)

<p>こんにちは訪問従事者登録証 No. _____</p>	
所 属	こども家庭課
氏 名	_____
生年月日	_____年 ____月 ____日
	写 真
<p>上記の者は新潟市の実施する訪問指導事業に登録された者であることを証明する。</p>	
	有効期間
年 月 日	年 月 日から
	年 月 日まで
<p>新 潟 市 長</p>	

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は服務中、常に携帯しなければならない。 2 本証は、関係者の請求があれば、いつでも提示しなければならない。 3 本証を紛失したときは、直ちに所属の保健所まで届け出ること。 4 本証が登録辞退等により不要になったときは、速やかに返却すること。
